

おたふくかぜワクチン予防接種費用の一部助成について（任意接種）

おたふくかぜは、ムンプスウイルスの飛沫感染・接触感染によっておこる病気で、主な症状は唾液腺の腫^{しゅちよう}脹や発熱です。様々な合併症を伴うこともあり、無菌性髄膜炎、難聴、まれに精巣炎や卵巣炎などを起こすことがあります。

岩倉市では、子育て世帯の経済的な負担を軽減するとともに、おたふくかぜの発症及び重症化を予防することを目的に、おたふくかぜワクチンの接種に係る費用の一部を助成します。

- 対象者 接種当日岩倉市に住所を有し、1歳から6歳までの小学校就学前（年長児の3月31日まで）で接種を希望する人
※おたふくかぜにかかったことのある人は対象外です。
※令和6年4月1日以降に接種された人に限ります。

- 助成回数 1回限り

- 助成金額 2,000円（接種費用から2,000円差し引いた額が自己負担です）

●利用方法

①市内実施医療機関（下表）で接種する場合

岩倉市ホームページよりダウンロードした助成申請書兼代理受領委任状（実施医療機関にも置いてあります）に必要事項を記入の上、実施医療機関に提出し、接種費用から2,000円を差し引いた額を医療機関にお支払いください。

（接種時の持ち物）健康保険証、マイナ保険証または資格確認証、母子健康手帳
接種補助券（健康保険組合等から配付される場合）

②市内実施医療機関以外の医療機関で接種する場合

接種後に保健センターへお越しください。

（持ち物）領収書（レシート不可・被接種者名とワクチン名が記載してあるもの）、母子健康手帳、通帳、印鑑（認印）、健康保険組合等から接種費用の助成を受けた場合は、その明細が分かる書類

●市内実施医療機関

*事前に必ず予約が必要です。

医療機関名	連絡先	医療機関名	連絡先
有馬医院	37-0123	かみのクリニック	38-3800
いとうクリニック	38-1112	なかよしこどもクリニック	66-1221
いのうえ耳鼻咽喉科	38-4133	丹羽内科クリニック	66-3366
いわくら耳鼻咽喉科	66-4533	のざき内科・循環器科クリニック	37-2018
いわくら内科・呼吸器内科クリニック	66-3434	名草クリニック	37-1700
岩倉東クリニック	66-1210	ようてい中央クリニック	66-5133

**** おたふくかぜ ****

おたふくかぜは、流行性耳下腺炎あるいはムンプスとも呼ばれ、ムンプスウイルスの感染によっておこる全身性感染症です。14日から21日の潜伏期間の後、耳下腺・顎下腺・舌下腺等の唾液腺の腫脹と圧痛を主症状として発症します。耳下腺の腫脹は発症後1～3日でピークとなり、その後3～7日かけて消退します。発熱は1～6日ほど続きます。

合併症としては、無菌性髄膜炎が最も多く、頻度は少ないですが脳炎、肺炎、精巣炎、卵巣炎、および感音性難聴があります。感音性難聴は発症すると聴力の回復は困難です。

**** 予防接種の効果 ****

予防接種を受けた人のうち、90%程度が免疫を獲得することができ、おたふくかぜにかからなくなったり、かかっても軽くすんだりします。

**** 副反応について ****

おたふくかぜワクチン接種後2～3週ごろに発熱、耳下腺の腫れ、嘔吐、咳、鼻汁等の症状があらわれることがあります。これらの症状は通常、数日中に消失します。

稀に生じる重い副反応としては、アナフィラキシー様症状（ショック症状、じんましん、呼吸困難など）、無菌性髄膜炎、急性散在性脳脊髄炎、脳炎、脳症、急性血小板減少性紫斑病（紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等）、難聴及び精巣炎等が報告されています。

接種から2～3週間後に、頭痛、嘔吐などがみられた場合は、ワクチンによる髄膜炎発症の可能性があるので注意しましょう。接種後、高熱などの異常がみられる場合は、医師の診察を受けましょう。

**** 接種にあたっての注意事項 ****

予防接種の実施においては、体調のよい日に行うことが原則です。健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談のうえ、接種するか否かを決めてください。

また、以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ① 明らかに発熱（通常37.5℃以上をいいます）がある場合
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③ 受ける予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ④ 明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
- ⑤ 現在、妊娠している場合
- ⑥ その他、医師が不適當な状態と判断した場合

**** 予防接種救済制度について ****

この予防接種は任意予防接種です。予防接種を受ける前には、ワクチン接種の必要性や副反応、健康被害救済について説明を受け、その内容をよく理解した上で接種を受けるようにしてください。

この予防接種は任意予防接種のため、国の健康被害の認定はされませんが、医薬品の副作用によるものであると認められた場合は、医薬品副作用被害救済制度の対象となります。